

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

森町の人口は、平成 7 年をピークに減少し続けており、令和 2 年の国勢調査では 17,457 人と、ピーク時から約 18%減少している。また、総人口に占める 65 歳以上人口は、人口の約 3 割を占めており、年齢別人口においても少子高齢化の傾向が見られ、少子高齢・人口減少時代に対応するまちづくりが求められている。

地理的には、東京と大阪のほぼ中間に位置し、新東名高速道路の森掛川 I C と、遠州森町 P A に併設された遠州森町スマート I C の 2 つの I C の供用開始により、交通利便性が高まり、工業統計調査による製造品出荷額は、平成 24 年の新東名開通以降、増加傾向にある。

産業構造は、輸送機器関連産業が多く存在し、第 2 次産業の割合が 38.9%と比較的高く、そのほとんどは中小企業であり、商工会を中心に関係支援機関と連携した支援が行われている。また、第 1 次産業については、温暖な気候の中、水稻・茶・メロン・次郎柿・レタス・トウモロコシなど多彩な農産物に恵まれており、町の面積の約 7 割を占める山間部では、しいたけの栽培や林業が営まれている。

そして、お茶や和菓子など町の特産品に関連する産業については、観光交流人口の増加や積極的な P R 活動による、生産量の増加や新商品の開発等が求められている。

こうした中、人口減少による人手不足に対応しつつ、新東名の開通による利便性の向上を活かし、各種産業の生産性を高めていくためには、従業員の数や質に関わらず、安定した事業活動を行えるよう、生産能力の高い先端設備の導入や、効率的な業務管理を行うための I T 設備の導入等が必要となる。

#### (2) 目標

2 年間で合計 10 件の先端設備等導入計画の認定を行い、国の重点支援を活用した町内中小企業の設備投資を促進し、労働生産性を高め、地域経済の活性化を図ることを目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

当町の産業は、製造業をはじめ運輸業や卸売業、小売業など様々な業種の事業者が立地しており、産業ごとに事業者が必要とする設備の種類や規模が異なることから、本計画において対象とする設備は、森町内において、従業員が従事する事務所若しくは事業所を現に有する事業者又は当該事業の実施にあわせこれらの事務所若しくは事業所を新設する事業者において設置する中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

当町では都市計画区域区分として市街化調整区域の設定をしておらず、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、立地場所を問わず生産性を向上させようとする事業者に対し支援を行うために、本計画の対象区域は森町内全域を対象とする。

#### (2) 対象業種・事業

当町の産業は、製造業をはじめ運輸業や卸売業、小売業など様々な業種の事業者が立地していることから、各事業者への支援を実施するため、本計画において対象とする業種は全業種とし、対象とする事業は労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は国の同意日から2年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・町税の滞納がある事業者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。